ご旅行条件（要約）
【国内旅行の場合】

【このパンフレットは旅行業法第１２条の４に定める取引条件の説明書面及び同法１２条の５に定める契約書面の一部となります。】
詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申込み下さい。
尚、「国内募集型企画旅行条件書」は当社ホームページ https://www.nta.co.jp からもご覧いただけます。

この旅行は、株式会社日本旅行 中国西営業統括部 広島支店（以下「当社」といいます）が企画･実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結していただくことになります。

1. お申込み方法と契約の成立

（1）当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金、取消料、または違約料の一部または全部として取り扱います。

旅 行 代 金	申込金（おひとり）
10万円以上	旅行代金の20%以上
5万円以上10万円未満	20,000 円以上
2万円以上5万円未満	10,000 円以上
2万円未満	5,000 円以上

（2）当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して３日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。
この期間内に申込金の支払いがなされないときは、申し込みはなかったものとして取り扱います。
（3）団体、グループ（家族）の代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する取引を行います。
（4）旅行参加に特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し
出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
（5）旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14 日前までにお支払いいただきます。

2. 旅行中止の場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

(1) パンフレットに記載された日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等の諸税及び、添乗員同行費用が含まれます。
(2) 旅行日程に記載のない交通費、空港施設使用料等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。

『 国内旅行傷害保険加入のおすすめ 』
安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をおかけになることをおすすめいたします。

4. 取消料

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日		取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	11 日前に当たる日以前の解除	無料
	10 日前に当たる日以降 8 日目に当たる日までの解除	旅行代金の 20%
	7 日前に当たる日以降 2 日目に当たる日までの解除	旅行代金の 30%
旅行開始日前日の解除		旅行代金の 40%
旅行開始日当日の解除（旅行開始前）		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の 100%

（1）お客様のご都合で出発日、コース、宿泊ホテル、人員等を変更される場合にも、旅行代金全額に対して上記の取消料が適用されます。

5. 当社の免責事項

お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社又は、当社の手配代行者の故意又は、過失が証明されたときはこの限りではありません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、
不通、スケジュール変更、経路変更など、又は、これらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

6. 特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体または手荷物に被られた一定の損害について、旅行業約款の特別補償規程により、死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。

7. 旅程保証

当社は、当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款（募集型企画旅行の部第２９条別表第二欄）に掲げる重要な変更が生じた場合は、同条に定められた変更補償金をお客様に支払います。尚、当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

8. 個人情報の取扱い

（1）ア. 当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下「販売店」といいます。「当社」及び「販売店」を指して当社らといいます。当社らはご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。
イ. 当社らは取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。
（2）上記1．ア. の②.③.④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を輸送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード会社等に書類または電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の 10 日前までにお申し出下さい。
(注：１０日前が土・日・祝の場合はその前日までにお申し出下さい)
（3）当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。なお当社グループ会社の名称は当社のホームページ（https://www.nta.co.jp）のプライバシーポリシーをご参照下さい。
（4）当社は個人情報の取扱を委託することがあります。
（5）お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。
問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、
それ以外はお客様相談室となります。
（6）一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目な関連するサービスについては、適切に提供できないことがあります。
個人情報保護管理者（お客様相談室長）
問い合わせ先窓口：本社お客様相談室
電話：03-6895-7883 FAX：03-6895-7833
E-Mail：sodan_shitsu@nta.co.jp
営業時間：平日　０９：30～１７：30（土・日曜・祝日、年末年始休業）

9. 旅行条件の基準

このパンフレットに記載の旅行日程等の旅行条件は、2025 年 4 月 21 日現在を基準としています。

〈特別な配慮が必要なお客様へ〉
お客様の状況によっては当初の手配内容に含まれていない特別な配慮や措置が必要になる可能性があります。
特別な配慮や措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、係員に必ずお申出下さい。

旅行企画・実施

株式会社 **日本旅行** 中国西営業統括部 広島支店
観光庁長官登録旅行業第２号　一般社団法人日本旅行業協会正会員
〒732-0056 広島市東区上大須賀町 16-1 JR 広島駅西部高架下 1 階
TEL:082-261-5243　FAX:082-264-3549
営業時間：平日 9:30 ～ 17:30（土日祝、年末年始　休業）
担当：大上・松村　　総合旅行業務取扱管理者：松村昌一郎

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。
この旅行の契約に際し担当者からの説明に不明点がありましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

ボンド保証会員
日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

【西日本　　】